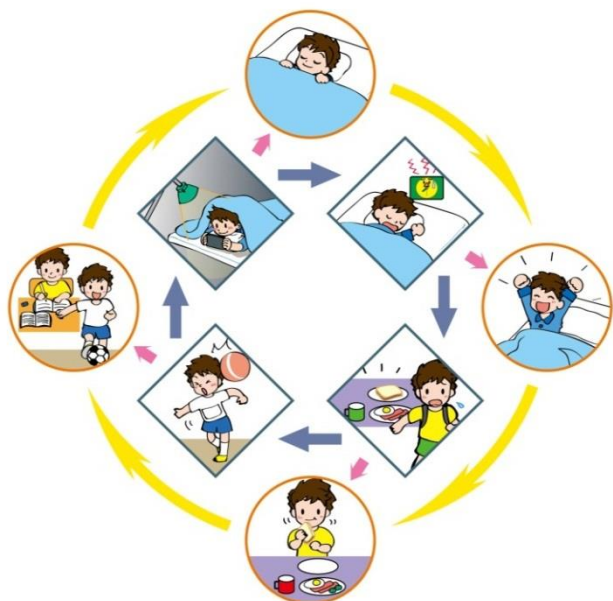


新一年生保護者説明会 「健やかに学校生活を送るために」

1. 早寝・早起き・朝ご飯・朝うんち



○ 良い生活リズム（良循環） →
◇ 悪い生活リズム（悪循環） →

成長期の小学生の児童に最も大切なのは、睡眠と栄養です。特に「夜更かしをさせない」「朝ご飯を食べさせる」の二つは基本です。9時までには寝て、6時には起きて、朝ご飯を食べ、朝ウンチをして登校するというリズムを身につけることが大切です。知らず知らずのうちに大人の都合にあわせて、この生活リズムが崩れている児童が多い気がします。子どもは大人の生活スタイルに依存しています。規則正しい生活リズムを身につけさせる事ができれば、生き生きと楽しい学校生活を送ることができるでしょう。

寝る子は育つ

睡眠には、心身の疲労を回復させるはたらきのほかに、脳や体を成長させるはたらきがあります。小学生に必要な睡眠時間は9～10時間とされています。

2. 登校前の健康観察をしましょう



学校は集団生活の場です。生活スタイルのそれぞれ異なる家庭から送り出された子どもたちが決められた日課の中で時間を共有します。そのなかでは小さないざこざがあったり、様々な出来事、経験を通して人間関係や社会の仕組みを学んでいきます。その日一日をしっかりと過ごせそうか、ご家庭で朝の健康観察をよろしくお願いします。朝食欲がなかった、微熱がある、しびっている等、無理をして登校させるときや、なにか気になることがあればメモやマチコミなどで担任へその旨をお知らせください。学校と家庭とで連絡を取り合い、連携・協力していきましょう。

3. 保健室来室時の対応について

保健室は、誰もが利用できて子ども達がホッと安心する場所、空間作りを心がけています。また、けがをした時や体調が悪いときには、授業が継続できる状態かどうかを判断し、応急処置や一時休養などで様子を見ます。内服薬は基本的に与えていません。

保健室で対応できないけがが起こった場合や、体調不良で休養させて様子を見ても授業継続が困難な場合は、保護者の方に連絡をして、お迎えや病院受診をお願いしています。緊急の場合は学校から救急車を要請し、保護者の方へは病院で引き継ぎます。

保健調査票には連絡先の記入欄がありますので、いつでも連絡が取れるよう緊急連絡先を忘れず記入をお願いします。



4. 学校感染症について

学校保健安全法で、特に「第二種感染症」に分類される病気（表1）は飛沫感染などで学校で流行しやすく、本人の十分な休養と流行を予防するために出席停止とします。欠席扱いとはなりません。

その他に感染症にかかった場合も、その時の流行状況などにより校長が学校医と相談し判断しますので、病院で流行性の感染症と診断されたときには、まず学校へお知らせください。

表 1. 第二種感染症の出席停止期間（学校保健安全法施行規則，2023年5月改正）

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ（学校）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
インフルエンザ（幼稚園）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後五日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで・・・かさぶたがとれて、シクシクした状態がなくなるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※感染症による「出席停止期間」が解け登校する際には、「出席停止解除願い」を保護者が記入して学校に提出してください。（医療機関からの診断書や治癒証明書は特別な場合以外必要ありません）

※出席停止期間の基準に体温が目安とされている疾病は休養期間中毎日検温を忘れずに行い、体温を記入してください。

※いつ登校再開させて良いかわからないときは、医師に相談し指示を受けてください。

5. 災害共済給付制度について

学校管理下におけるけがなどに対して、国・学校の設置者・保護者の三者で負担し災害見舞金が給付される制度です。安全には十分注意していますが、いつ何時何が起こるかわかりません。備えとして全児童加入をお願いしています。保護者の方の同意が必要ですので加入同意書の提出をお願いします。加入に伴い、学校管理下でのケガや病気で医療機関を受診する場合は、こども医療費助成制度などの医療助成制度はご利用になれません。

なお、給付は保険診療を受けた医療費が、診察やお薬を合算して医療点数で500点以上（だいたい1500円以上）かかった場合が対象となります。詳しくは、別紙をご覧ください。医療機関と保護者の方に記入していただく書類がありますので、受診される前に保健室か担任にご相談ください。

※医療費の合計が1500円以下の場合は、給付対象外となりますので、豊見城市こども応援課へお問い合わせください。

6. 入学後の健康診断について

4月から6月にかけて、定期健康診断が行われます。ほけんだよりや学校からのお知らせにはかならず目を通してください。そして、大事な資料となる保健調査票・耳鼻咽喉科問診票・心臓検診調査票・結核検診問診票への記入と提出をお願いします。詳しい日程などについては、入学後にお知らせいたします。

保健調査票には、集団生活をするうえで学校側に配慮してほしい健康上のこと、緊急連絡先について等もれなく記入し、担任にも詳細をお知らせください。場合によっては追加の書類を提出していただくこともあります。ご協力をお願いします。

健康診断の結果、治療やより詳しい検査が必要な場合は、病院で見て頂くようお願いいたします。受診後は、学校で注意することや治療報告などを担任へお知らせください。

7. 食物アレルギーについて

食物アレルギーに関する調査に基づいて、食物アレルギーがあるお子様には毎月の給食献立表に加えて、アレルギー献立表を配布します。

保護者の方が、お子様の食べられるもの、食べられないものをチェックし学校へ提出してください。

毎日担任とお子様とで確認をし、安心して給食を食べていただけるよう活用させていただきます。

食物アレルギーに関する調査票は、入学式の日にご提出をお願いします。また、現在、エピペンを処方されているお子様がいらっしゃいましたら、入学までに主治医にアレルギー用の「学校生活管理指導表」を記入してもらい、入学式の日と一緒にご提出をお願いします。用紙が必要な方は、本校事務か保健室へご連絡ください。

8. その他のお願い

○保健室でのけがの手当は、授業を継続するための応急処置となります。ご家庭でけがの具合を確認し必要な手当を改めてお願いします。

○緊急連絡先が変更になった場合には、早めに新しい連絡先をお知らせください。

○保健室から貸し出した着替えなどは、数に限りがありますので忘れず返却してください。